特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名				
22	呉市 予防接種の実施に関する事務 基礎項目評価書				

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

呉市は、予防接種の実施に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、その取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

呉市長

公表日

令和4年3月1日

[平成31年1月 様式2]

I 関連情報

I 関連情報	
1. 特定個人情報ファイル	を取り扱う事務
①事務の名称	予防接種の実施に関する事務
②事務の概要	感染の予防及び病気のまん延防止を目的として予防接種を行う。 伝染のおそれがある疾病の発生及びまん延を予防するために公衆衛生の見地から予防接種の実施その他必要な措置を講ずることにより、健康の保持に寄与するとともに、予防接種による健康被害の迅速な救済を図る。 呉市は、予防接種法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 1 予防接種の実施 2 予防接種の実費徴収 3 予防接種実施の記録 新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務・ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。・予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市区町村への接種記録の照会・提供を行う。
③システムの名称	健康管理システム,団体内統合利用番号連携サーバー,ワクチン接種記録システム(VRS)
2. 特定個人情報ファイル	名
予防接種台帳ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	1 番号法第9条第1項 別表第一の10の項 2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第一の主務省令で定める事務を定める命令(別表第一省令) 第10条 新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務 ・番号法第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システム(VRS)を用いた情報提供・照会のみ) ・番号法第19条第6号(委託先への提供)
4. 情報提供ネットワークシ	ノステムによる情報連携
①実施の有無	<選択肢>
②法令上の根拠	【情報照会の根拠】 ①番号法第19条第8号、別表第2の16の2、17、18、19 ②番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第12条の2、第12条の3、第13条、第13の2 【情報提供の根拠】 ①番号法第19条第8号、別表第2の16の2、16の3 ②番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第12条の2、第12条の2の2
5. 評価実施機関における	担当部署
①部署	呉市 福祉保健部 保健所 地域保健課
②所属長の役職名	地域保健課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・	訂正•利用停止請求
請求先	呉市 福祉保健部 保健所 地域保健課 予防グループ 〒737-0041 呉市和庄1丁目2番13号 Tel 0823-25-3525
8. 特定個人情報ファイル	の取扱いに関する問合せ
連絡先	呉市 福祉保健部 保健所 地域保健課 予防グループ 〒737-0041 呉市和庄1丁目2番13号 ℡ 0823-25-3525

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数							
評価対象の事務の対象人数は何人か		[10万人以上30万人未満]			<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上		
いつ時点の計数か			3年4月1日 時点				
2. 取扱者数							
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上	2) 500人未満	
いつ時点の計数か		令和	3年4月1日 時点				
3. 重大事故							
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人 情報に関する重大事故が発生したか		[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし	

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類							
[基礎項目評価	書及び重 ;	点項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目記 2) 基礎項目記 3) 基礎項目記	呼価書 呼価書及び重点項目評価書 呼価書及び全項目評価書		
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。							
2. 特定個人情報の入手(青報提供	キネットワークシステ	ムを通じ	た入手を除く。)			
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入 2)十分である 3)課題が残さ			
3. 特定個人情報の使用							
目的を超えた紐付け、事務に 必要のない情報との紐付けが 行われるリスクへの対策は十 分か	[十分である]	く選択肢> 1)特に力を入 2)十分である 3)課題が残さ			
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入 2) 十分である 3) 課題が残さ			
4. 特定個人情報ファイルの	の取扱い	の委託			[]委託しない		
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入 2) 十分である 3) 課題が残さ			
5. 特定個人情報の提供・移転	云(委託や	情報提供ネットワー	クシステム		[]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入 2)十分である 3)課題が残さ			
6. 情報提供ネットワークシ	ステムと	∶の接続		[]接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入 2) 十分である 3) 課題が残さ			
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入 2)十分である 3)課題が残さ			
7. 特定個人情報の保管・	肖去			✓ \222 LD R± \			
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入 2)十分である 3)課題が残さ			
8. 監査							
実施の有無	[0]	自己点検	[]	内部監査 [〕外部監査		
9. 従業者に対する教育・점	8発						
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入 2) 十分に行っ 3) 十分に行っ	れて行っている ている ていない		

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
十成31年3月19日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担 当部署 ②所属長の役職名	水野 雅治	(消除)	事後	
平成31年3月19日	Ⅳ リスク対策	(なし)	(項目を追加)	事後	
令和2年4月1日	5. 評価実施機関における担当部署 ①部署	福祉保健部保健所健康増進課	福祉保健部保健所地域保健課	事後	
令和2年4月1日	5. 評価実施機関における担 当部署 ②所属長の役職名	健康増進課長	地域保健課長	事後	
令和2年4月1日	7. 特定個人情報の開示・訂 正・利用停止請求 請求書	呉市福祉保健部保健所健康増進課 〒737-0041 広島県呉市和庄1-2-13 0823-25-3540	呉市福祉保健部保健所地域保健課 〒737-0041 広島県呉市和庄1-2-13 0823-25-3540	事後	
令和2年4月1日	8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ 連絡先	呉市福祉保健部保健所健康増進課 〒737-0041 広島県呉市和庄1-2-13 0823-25-3540	呉市福祉保健部保健所地域保健課 〒737-0041 広島県呉市和庄1-2-13 0823-25-3540	事後	
令和2年4月1日	Ⅱ -1	平成28年4月1日時点	令和2年4月1日時点	事後	
令和2年4月1日	Ⅱ-2	平成28年4月1日時点	令和2年4月1日時点	事後	
令和3年9月1日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	1 番号法第9条第1項 別表第一の10の項 2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第一の主務省令で定める事務を定める命令(別表第一省令)第10条	1 番号法第9条第1項 第19条第8号 別表 第一の10の項 2 行政手続における特定の個人を識別するた めの番号の利用等に関する法律第一の主務省 令で定める事務を定める命令(別表第一省令) 第10条	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年3月1日	I -1-②	の実施その他必要な措置を講ずることにより、 健康の保持に寄与するとともに、予防接種によ る健康被害の迅速な救済を図る。	感染の予防及び病気のまん延防止を目的として予防接種を行う。 伝染のおそれがある疾病の発生及びまん延を予防するために公衆衛生の見地から予防接種の実施その他必要な措置を講ずることにより,健康の保持に寄与するとともに,予防接種による健康被害の迅速な救済を図る。 呉市は,予防接種法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い,特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 1 予防接種の実施 2 予防接種の実費徴収 3 予防接種の実費徴収 3 予防接種家の記録 新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務・ワチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種季の登録を行う。・予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市区町村への接種記録の照会・提供を行う。	事後	
令和4年3月1日	I -1-3	健康管理システム,団体内統合利用番号連携サーバー	健康管理システム,団体内統合利用番号連携 サーバー,ワクチン接種記録システム(VRS)	事後	
令和4年3月1日	I -3		1 番号法第9条第1項 別表第一の10の項 2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第一の主務省令で定める事務を定める命令(別表第一省令)第10条 新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務・番号法第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システム(VRS)を用いた情報提供・照会のみ)・番号法第19条第6号(委託先への提供)	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年3月1日	I -4-②	番号法第19条第8号 【照会】別表第二の16の 2の項【提供】別表第二の16の2の項	【情報照会の根拠】 ①番号法第19条第8号、別表第2の16の2、17、18、19 ②番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第12条の2、第12条の3、第13条、第13の2 【情報提供の根拠】 ①番号法第19条第8号、別表第2の16の2、16の3 ②番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第12条の2、第12条の2の2	事後	
令和4年3月1日	Ⅱ -1	1万人以上10万人未満	10万人以上30万人未満	事後	
令和4年3月1日	Ⅱ -1	令和2年4月1日 時点	令和3年4月1日 時点	事後	
令和4年3月1日	Ⅱ-2	令和2年4月1日 時点	令和3年4月1日 時点	事後	
令和4年3月1日	ш	基礎項目評価の実施が義務付けられる	基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務 付けられる	事後	
令和4年3月1日	IV — 1	基礎項目評価書	基礎項目評価書及び重点項目評価書	事後	